## 淀川水系流域委員会 第1回合同勉強会

# 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧下さい)

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日時:平成14年4月11日(木)13:30~17:00

場所:京都センチュリーホテル 瑞鳳

## 庶務(三菱総合研究所 柴崎)

これより、淀川水系流域委員会第1回合同勉強会を開催させて頂きます。

司会進行は、庶務を担当いたします三菱総合研究所の柴崎が務めさせて頂きます。よろしくお願いいたします。

本日の予定は、16 時半まで合同勉強会を開催いたしまして、その後、各部会に分かれ、 部会検討会を行うことになっています。

それではまず、ご報告を幾つかと配付資料の確認をさせて頂きます。

本日、新たに流域委員会にご参加頂いた方がいらっしゃいますので、ご紹介いたしたい と思います。

お1人は、流域委員会に専門委員として入って頂くことになりました、山村恒年様でございます。山村様は行政法のご専門であって、法律的な方面から中間とりまとめや最終答申にあたってのご意見、ご提案をお願いしたいと存じています。

山村様でいらっしゃいます。

山村委員(専門委員) よろしくお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

どうぞよろしくお願いいたします。

もうひとかたは、近畿地方整備局河川部河川調査官の村井様でございます。村井様は、 水野前調査官の後任としてご出席されております。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部河川調査官 村井) 村井でございます。よろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは配付資料の確認をさせて頂きます。

まず、「議事次第」、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4として、それぞれ「委員会中間とりまとめ(案)」、「琵琶湖部会中間とりまとめ(案)」、「淀川部会中間とりまとめ(案)」になっております。それぞれ、現段階での最新状態のものです。資料2-1から資料2-4までは、現時点でのそれぞれの部会、委員会に対する各委員からのご意見を表の形で載せております。資料2-1「委員会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見」、資料2-2「琵琶湖部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見」、資料2-3「淀川部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見」、資料2-4「猪名川部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見」、資料2-4「猪名川部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見」。そして、資料3として、A4の1枚ものですが、「委員会および部会の中間とりまとめの進め方(予定)」になっております。参考資料1-1「第9回委員会資料3 委員会の中間とりまとめ(案)」、参考資料1-2「第9回委員会資料2

- 1 琵琶湖部会の中間とりまとめ状況」、参考資料 1-3「第9回委員会資料2-2 淀川部会の中間とりまとめ状況」、参考資料 1-4「第9回委員会資料2-3 猪名川部会の中間とりまとめ状況」、参考資料2-1「第9回委員会(2002.3.30 開催)結果概要(暫定版)」、参考資料2-2「第12回琵琶湖部会(2002.4.7 開催)結果報告」、参考資料2-3「第14回淀川部会(2002.4.5 開催)結果報告」、参考資料2-4「第10回猪名川部会(2002.3.4 開催)結果報告」、参考資料3「一般からの意見」となっております。以上が配付資料でございます。

本日は審議の参考とするために、これまでの現状説明の資料をお席に置いておりますので、議論のご参考にして下さい。

また、本日お配りした配席表に名簿についてですが、4月1日以降、所属等が変わられて、そちらに書かれている所属や肩書にご変更があった方は、後ほど庶務までお知らせ下さい。

発言にあたってのお願いですが、発言はマイクを通して頂きますようお願いします。 それでは審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

## 芦田委員長(委員会)

合同勉強会にご出席頂きまして、ありがとうございます。

今回から新たに山村委員に専門委員としてご参加頂きます。きょう、はじめてご出席頂いております。今後とも、よろしくお願いいたします。

この流域委員会では、皆さまに、非常に多大なご負担をおかけしております。従来型の委員会ですと、河川管理者が原案をつくって、それに対して意見を言って、若干修正する、或いはそのまま答申という流れが普通ですが、今回は、原案作成から関わるということになっています。我々はこれまで時間をかけて、現地視察、意見聴取を実施して現状を把握してきました。さらに、広く一般からの意見を聴かなければならないということで、透明性を持って運営してきておりますし、ある程度、それについてはできたんじゃないかと思っています。もちろん、必ずしも十分とは言えませんが、問題点はある程度明らかになり、今後の川づくりの方向性についての、中間的なとりまとめの段階になっているわけです。

この流域委員会は、委員会と3つの部会に分かれて検討しているという特徴があります。 従来から、各部会間の情報交換はある程度はやっているのですが、必ずしも十分でないということで、今回の中間とりまとめの段階に、一度合同で調整してはどうか、部会と委員会で意見の矛盾点や相違点の整合性を図る必要があるのではないかという意見が出て、早速その意見を受けて、この会を持たせて頂きました。本日は自由にご発言頂いて、情報をできるだけ共有して、整合性を図っていくというのが本日の目的です。従いまして、きょう中間とりまとめを決定するというよりは、むしろできるだけたくさんご意見を頂いて、それを後で、どう扱うかということを考えていく必要があると思います。そういう意味で、本日はご自由にご発言頂きたいと思っています。

まず、委員会、各部会から中間とりまとめ案が出てきていますので、それを発表して頂いて、そしてその整合性、或いは部会ではこういうことをやっているけれど、委員会の中

間とりまとめにこれを入れるべきではないかというような意見もあろうと思います。ですから、部会、委員会間の調整が重要ですから、その辺りについて時間を割いていきたいと思っています。

それではまず、委員会からの報告です。

委員会につきましては、前々回、まだ素案にも至らないような案を委員会に出しました。 それに対して委員の皆さまから色々な意見を頂き、素案としてまとめ、前回の委員会に提 出しました。それについて、前回の委員会でも色々な意見を頂きましたものをとりまとめ たものが、資料 2 - 1 になっています。

この資料 2 - 1 の中で、入れるべき意見を付け加えて修正したものが、資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ(案)」になっています。特にその後の動きについて、庶務の方から説明を加えて頂きたいと思います。では、説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1-1について説明]

芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。

きょうここで、委員会の中間とりまとめについて議論するわけではありません。こういった意見が出ており、できるだけ修正していこうということです。今、保留になっている意見につきましても、次回の運営会議で検討して、うまく入れられるものは入れていこうと思っております。そういう前提で、委員会報告は大きくは変わらないという認識のもとに、各部会との調整を図っていきたいと思っています。

従いまして、この後、各部会から報告を頂いて、若干質疑をしながら、委員会との整合がとれていない、この意見を委員会の方に入れた方がいい、といったことを主にして、本日は進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではまず、琵琶湖部会からご説明をお願いしたいと思います。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

それでは、まず私から申しあげて、その後、作業部会の方から詳しいことを説明して頂きたいと思います。

琵琶湖部会の中間とりまとめの現在の案は資料1-2のとおりです。

作業部会をつくり、議論をして頂いた結果を、つい先日の第 12 回琵琶湖部会で議論をしました。琵琶湖部会の場合は、主な施策、整備の方向性を、治水、利水、環境というような観点ではなく、むしろ、琵琶湖の水位管理や琵琶湖へ流入する河川の問題、湖岸水辺対策の問題というような観点から考えるほうが、具体的でいいのではないかということになりました。

琵琶湖部会ではいろいろな意見が出、中間とりまとめの大体の方向は決まりましたが、

文章の細部等々がきちっと決まっていたわけではありませんでしたので、琵琶湖部会の中間とりまとめの文章については、私が責任を持って書かせて頂くことに決定しています。4 月末までにできる予定の委員会の中間とりまとめを見ながら、また少し琵琶湖部会の中間とりまとめについて考えるというようなことも含めて、その確定は5月に行うつもりでいます。

資料 1 - 2「琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)」は、前文についてはかなりの程度、私も意見を申しあげましたが、それ以外のところについては、主として作業部会の方々、特に江頭委員が中心になってまとめて頂き、4 - 3、4 - 5 というような項目も立てるといことで進めて頂いております。

最終的には、私の責任でまとめさせて頂きたいと思っていますが、現段階での中間とりまとめについては、江頭委員の方からお話し頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 江頭委員(委員会・琵琶湖部会)

全体的なことにつきましては、川那部委員から説明がありましたが、補足説明させて頂きたいと思います。

まず、前文についてですが、資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ」の 5 ページに「2.流域整備の変革の理念」として、4 点挙げられています。「川と人との関わりの変革」、「人の意識の変革」、「水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した川づくりへの変革」、「総合的な判断に基づいた川づくりへの変革」の 4 点ですが、これを前文として採用させて頂く方向で構成しています。ただ、細かい内容につきましては、現在、作業部会、或いは部会委員の方から意見を頂きながら、修正しているところです。

それから、次の2章は、琵琶湖、それから琵琶湖に入っています河川の特性とその問題点です。問題点につきましては、琵琶湖独自の問題をまだ入れきれていませんが、大ざっぱには、環境面、治水面、利水面、利用面から琵琶湖独自の問題を、書き加えていくことになっています。現在ここに書かれていることは、流域委員会で議論になっているような内容を書かせて頂いています。

それから、3章、「河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方」は、「価値観の転換」と「整備にあたっての視点」に分けています。

まず、「価値観の転換」ですが、これは前文にも挙げているようなことを、文章化しています。「人と川との係わりの転換」、それから「時間的・空間的スケールの捉え方の転換」、これは、これまでにも流域委員会でも議論されてきたようなことを、少し文章化しています。次が「人の意識・ライフスタイルの転換」もこれまで流域委員会で議論された問題です。それから「行政主体から住民との連携へ」は、住民意見の反映の仕方をどういうようにしていけばよいかということです。ここは随分議論のあるところで、今後、十分検討させて頂きたいと思っています。

それから、「3-2 整備にあたっての視点」ですが、琵琶湖がこれまで歴史的に果してきた役割、それから琵琶湖の特殊性といったものを十分認識した上で、河川整備計画がつく

られなければならないということです。それから、「計画策定にあたっての留意点」としては、水の移動に関する物理的な連続性、水循環や物質循環や流砂系といったことを、好ましい状態にしていくことを十分念頭に置かなければならないということです。それから、当たり前ですが、文化や地元の産業、計画をつくるための社会的な仕組みの問題、そういったことをここに挙げています。

次に4章です。ここからが、具体的な河川整備計画の方向を示したところになっています。まず、「4-1 琵琶湖の水位管理」ですが、これについては、川那部委員の言葉を借りますと、したたかな関係の中で水位管理がされてきたわけですが、もし堰を操作しなければどんなことが起こるかということも、実際のところ、我々は何もわかってないので、まずそこからはじめようということです。特に、生態系にインパクトを与えない、或いは、現在よりもさらに好ましい生態システムが醸成される管理の方法があるのかどうか。もしあれば、それも水位管理のあり方の中に含めて検討してはどうか、というようなことをここに書いています。もちろん水位管理というのは、上下流問題を含め、色々な複雑な仕組みのもとにつくられてきているわけですから、当然、水位管理によって利害が出てきます。ですから、利害調整の仕組みもしっかり考えなければならないということです。

それから、11 ページの「4-2 琵琶湖へ流入する河川について」です。一級河川はたくさんありますが、国土交通省が管理している河川は、それほどたくさんありません。ですが、琵琶湖に流入している川が琵琶湖に与えるインパクトは非常に大きいので、河川と湖との連続性をしっかり配慮した上で計画を進める、或いは生物と文化の回廊となるような川づくりを進めるべきといったことを、ここに書いています。

12 ページの「4-3 ダム貯水池計画について」については、まだ具体的なことを書くわけにはいきませんし、そもそも何の情報を持っていないので書くことができません。ですから、水需要予測を行って計画を立てること、ダム貯水池というのは河川の物理的な環境、生態学的な環境を大きく変えるので、その影響評価をきちんとすること、それから、地域に対してダムがどんな役割をもっているのかを検討すること、といった一般的なことを書いています。

13 ページの「4-4 湖岸、水辺対策」です。主として水位操作に伴って、湖岸の物理的な形や生態系がインパクトを受けます。我々が生態系を考える時には、地形的な連続性、水の流れの連続性を考慮して検討すべきだと書いています。

それから、14 ページの「4 - 5 水質」ですが、ここにはどの部会でも問題になっている課題を書きました。ただ、まだ検討しなければならない問題として、琵琶湖流域にはたくさんの農地があり、農業排水路と琵琶湖の問題、水質の問題といった内容を加えなければならないのではないかと思っています。

それから最後の5章ですが、実際に計画を策定するその方法といったことを5章にまとめました。5章の(1)ですが、これは当たり前のことですが、長期的な目標を立てて、手戻りのないような計画にすること。それから(2)が、公共投資として有効なものであること。(3)では、地域住民の意見をどう反映させるか、流域住民とのパートナーシップをとっていくための提案をしています。(4)が、流域委員会でも議論がありましたように、縦

割り行政の弊害がないような組織をいかに模索していくか。他省庁とも連携をとっていくべきであるということ。それから(5)ですが、これが琵琶湖部会の特徴かも知れませんが、順応性、可変性を持った計画にすべきである、例えば、モニタリング等によって、その計画の実施段階で色々な負のインパクトがあらわれた場合には、弾力性をもって計画を変更すべきと提案しています。それから(6)ですが、ここはまだ部会で検討してないところで、これを外すかどうかという議論もあったところです。流域全体の計画推進とその管理を行う機関、実際、計画を推進するまとめ役的な機関をつくってはどうかという意見です。

最後に資料がついてますが、内容を整理するにあたって、色々な意見が出たものを表に まとめたものです。これはあくまでも参考資料で中間とりまとめには含まれないものです。 以上です。

## 芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。

内容については、今後、まだ修正していくということでした。特に文章等も、これからまだ見直していくというお話でしたが、基本的な考え方は出されていると思います。後ほどまた、各部会間や委員会との調整の問題は議論するとして、質問等がございましたらどうぞ。

## 山村委員(専門委員)

流域委員会の中間とりまとめと整合性を図るという意味で、「委員会中間とりまとめ (案)」の5ページの内容を書かれたということでした。先ほど説明がありました「委員会中間とりまとめ(案)」の5ページですが、「人の意識の変革」の中で、水需要管理、いわゆるディマンドサイドマネジメントのことが載っているのですが、これについては、琵琶湖の中間とりまとめでは、掲げてあるのでしょうか。

#### 庶務(三菱総合研究所 新田)

琵琶湖部会ですと 12 ページ、「ダム貯水池計画について」の中の(1)の部分で書かれています。

## 山村委員(専門委員)

そこにディマンドサイドマネジメントのことがあるのかということなんです。水を需要からコントロールする水需要管理ということが琵琶湖部会の水需要の箇所で掲げておられるのかということです。

## 江頭委員(委員会・琵琶湖部会)

はっきりとは書いていませんが、4 ページ、或いは 5 ページで、ライフスタイルも含めて節水意識といいますか、住民の意識を変えていく必要があると、問題点として挙げています。

それから6ページの(3)でも挙げています。

#### 芦田委員長(委員会)

文章その他についての細かい点については、この後も部会で検討されるということです から、できるだけ、整合性をとって頂けたらと思います。

## 中村委員(委員会・琵琶湖部会)

今のご指摘は非常に重要で、中間とりまとめの文章には反映されていないのですが、作業部会ではその点について若干議論がありました。きょうの勉強会でも非常に重要な点だと思いますので、その時の意見を紹介します。

琵琶湖の堰の操作、或いは環境配慮というようなことで、下流に対する何らかの要請が、例えばディマンドマネジメントというようなものが仮に起こったときに、一方通行になってはまずい、それでは、流域の一体的な管理にならないという意見です。琵琶湖のサイドでも、節水、水利用のあり方、需要抑制、或いはディマンドマネジメントというようなことが、当然必要になってきます。そういうことは全体で議論しないといけないという意見でした。それは非常に重要な点で、流域委員会での位置付けを明確にする必要がある、と言った議論が作業部会でありました。

## 寺田委員(委員会・淀川部会)

委員会の中間とりまとめの水需要管理は、私の意見で修正された部分だと思うので、す こし申し上げておきたいと思います。

水需要管理のことは、実は委員会でも各部会でも、必ずしも正確に理解されてない部分があります。これは基本的な理念で、非常に大事な部分だから、委員会の基本理念の転換の中に入れるべきことだという意見を申し上げました。各部会においても、理念というものを、中間とりまとめの基本的なところに位置付けて、具体化したものを入れないといけないと思います。その辺の作業をきちっとして頂かないといけないのではないかと私は思っています。後ほど、淀川部会での検討内容もご紹介しますが、その辺について、まだ課題が残っています。どういう表現をするか、どこにどの程度の分量で書き、どこで具体的に書くかという問題があります。基本的な部分でも書けることがたくさんあるので、工夫が要るのではないかと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

次に、淀川部会の方から報告をお願いします。

## 寺田委員(委員会・淀川部会)

それでは先に部会長の私から基本的な部分の説明をさせて頂いて、その後、具体的な中間とりまとめ(案)の中身の部分は桝屋委員に説明して頂きたいと思います。

資料 1 - 3 「淀川部会中間とりまとめ (案)」です。同時に、参考資料 1 - 3 の 1 ページに

これまでの検討経緯が書いてありますので、それもご覧頂きたいと思います。

淀川部会では、中間とりまとめを進めるにあたって、作業部会を2月5日の時点で発足させました。4人の委員の方々に非常に精力的な作業をして頂き、3月14日の部会で第1次の中間とりまとめ(案)を提出して頂き、委員による議論を行いました。その後、その議論をフィードバックして修正等をして頂いた第2次の中間とりまとめ(案)を4月5日の部会に提出して頂いて、議論を行いました。

本日の資料 1 - 3 として出ているものは、実は 4 月 5 日の部会での議論を受けて、一部修正をし、一部未修正のままのものです。未修正の部分というのは、資料 1 - 3 の 6 ページから 9 ページの基本的な部分が未修正で、きょうの合同部会の議論や部会検討会で議論をした後で修正して頂くということになっています。

先ほどもご紹介しましたが、基本的な理念の中で、利水に関する部分で一番大事なポイントが水需要管理であり、これをどのように盛り込むかということについて、4月5日の 淀川部会でも意見が出ました。そういった辺りについて、今後、作業として残っています。

それから、今回の中間とりまとめについては、基本的には具体的な問題にはあまり立ち入らず、最終答申に盛り込むということになっています。しかし、淀川部会の守備範囲の中には建設予定のダムが幾つかありますから、そのダム自体の是非ということではなく、ダムや堰を通した全般的な問題がかなりあるということで、作業部会の方からの提案で、4月5日の淀川部会で、河川管理者の方から大戸川ダムと川上ダムの2つのダムについて具体的な計画内容等の説明を受けました。それを受けて、ダムを中心とした問題、ダム全般に通じる問題としての議論をいたしました。

例えば、先ほどの琵琶湖部会からの報告でも出てきていたのですが、取水の関係で言えば、やはり選択取水の問題、水温管理の問題、環境維持流水の問題にも通じることで、そういうもののあり方というのは、今回の中間とりまとめに入れられないとしても、十分検討をしていく必要があると思います。それから、土砂移動の問題についても、かなり意見が出ました。土砂移動についても、これまであまり勉強してなかったので、この部分についてもいろいろご意見も出ましたし、環境面からは非常に重要な要素だということで、土砂移動の確保の可能性と技術的な問題も含めて議論が行われました。

こういったことも、具体的でなくても、中間とりまとめに盛り込むべき内容として出てきました。

それから、3 番目のポイントとしては、NGO、NPO 等の果たすべき役割についての具体的内容なのですが、この部分は中間とりまとめ(案)の最後の方に、河川レンジャー、或いは流域センター構想として、かなり具体的に書いていますので、参考にして頂けるのではないかと思います。しかしこれでもなお不十分な部分があり、もう少し明確なものにする必要があるのではないかと思っています。

大きくはこの3つのポイントで、中間とりまとめ(案)の残っている課題を作業部会の 方でいろいろ作業をして頂いて、中間とりまとめの完成版にもっていく予定です。

それでは、内容を桝屋委員からご紹介頂きます。

## 桝屋委員(委員会・淀川部会)

では、内容についてご説明いたします。

淀川部会は、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、それに淀川の3川が合流してから河口までと、非常に範囲が広く、しかもそれぞれバラエティーに富んでいるということで、その辺をどう盛り込むかということが苦労した点ですが、その辺も含めてご説明したいと思います。

まず、1 ページですが、淀川部会で取り扱う範囲について書きました。ここで、特に一番下の方ですが、各河川というのは、水源から大阪湾に至る上下流の縦断方向の連続性や、 堤内と堤外との横断の連続性があり、他と切り離すことができないので、こういった点を 考慮して、直轄管理区間以外についても検討の対象としたということが述べてあります。

2ページは「淀川水系の特性」ということで、4ページの「淀川の特性」という表で、淀川流域の共通事項、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、それから淀川本川について、地勢的特性、歴史的特性、社会的特性、環境的特性、暮らし・文化的特性をそれぞれ主なものについて挙げました。それから5ページでは、淀川水系の問題点として、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川とに分けて、それぞれについての問題を細かに述べています。これらを受けて、2ページの「1-3 淀川水系の問題点」で、治水、利水、利用、環境の4つに分けて主なことを述べています。

例えば治水では、淀川の氾濫域で人口が 500 万、資産が 80 兆円もあり、しかも、下流には地下街が発達し、何らかの対策が必要だろう、さらには、住民の危機意識が低下して、破堤時には大きな被害をもたらす可能性があるので、そういったソフト面の対策を含めた対応が必要であるということが書いてあります。

それから、利水に関しては、水資源をこれまでどういうふうに開発してきたかということをまず書き、水資源が有限であって、しかも人間と生物にとっても共有の財産である、従って、水を需要と供給両面から管理していく必要があるといったことや、利水権等が権利と使用状況に乖離が生じているのではないか、現実の実態を明らかにした上で見直しを実施していく必要があるといったことを述べています。利用面、環境面についても同様です。

6 ページの「流域整備の変革の理念」は、基本的には委員会の中間とりまとめとあまり変えておりませんが、7 ページの「2 - 2 計画・施策の考え方等の変革」は少し変えていまして、全体的事項と治水・防災、利水、利用、環境、それぞれについてどういうふうに考え方を変革しなければいけないかというようなことを書いています。

それから、9 ページでは、資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ (案)」の「整備計画の基本的な視点」について主に述べています。

10 ページ「3-2 整備計画の方向性」ですが、まず基本的に治水、利水・利用、環境をどういうふうに考えるか、その全体の枠組みを絵にして、考え方を書いています。

11 ページでは、治水・防災についての基本的な考え方として、自然の脅威は避けられない、水害を防止することには限界があるということを社会全体が認識すべきである、それから「減災対策」だとか「復旧対応」にも重点を置くといったことを述べています。真ん

中に表がありますが、これは河川管理者の方から問いかけがあったので、それに対する答えということで表を載せています。

11 ページの下には、洪水に対する対応として、主な考え方を述べています。対策の考え方も同じようにまとめたものを書いてありますが、大体の考え方を総括的にまとめますと、12 ページの真ん中辺の「治水の考え方(対策)」という表になります。

12 ページから 13 ページにかけて、高潮、地震・津波、土砂災害、この辺についてはまだ議論が十分でない面もあるのですが、基本的な考え方としては、11 ページにあるこういった基本的な考え方に基づいて同じように実施していく必要があるのではないかと考えています。13 ページの(4)の環境ですが、基本的な考え方としては、本来の川らしい環境を回復する、「水質・水量・土砂量」を適正化するということがまず第一である、ダムの堆砂の下流への移動や高水敷を自然に近い形に近づけるといったことが書いてあります。それから、13 ページの真ん中には「健全な水質・水量・土砂移動の確保」をするための中身が書いてあり、それから 14 ページでは「2」河川の連続性の確保」として、縦断的な生物の移動経路を確保する、「魚道の設置、ダム・堰堤の改善を行う」ということが書いてあります。

それから、「3)淀川の生態系の維持・回復のための生育・生息環境の整備」ということで、基本的には、琵琶湖・淀川に特有の生態系と多様性を維持、回復し、そのためにはどんなことをしなければいけないかということで4項目書いてあります。

それから「4)親しみやすい川、学べる川の創出」ということで、川へのアプローチが護 岸等によって、しにくくなっているので、改善するということを書いてあります。

- 「5)景観の保全」では河川らしい風景・景観を復活・創造する。河畔林についても、治水への影響のない範囲で残していったらどうかというふうなことがあります。
- 「6)多様な主体が参加する河川モニタリングの強化・継続」として、やはりきちんとした管理をしていくためにはモニタリングが大切で、そのためにどういうことをしていかなければいけないかというふうなことが書いてあります。

それから最後に「7)環境教育の推進」について述べてあります。

次に、15 ページの(5)「利水・利用」です。まず「1)利水の関係」では「 水量の面からの検討」ということで、水需要管理のことについてかなり載せています。管理のあり方としては「水需要の管理」「渇水への多様な対応」「水源地の保全」の3つが大事だと述べてあります。「水需要管理」について大事な点というのが下の方のパラグラフに書いています。意思決定に必要な情報の把握、需要のコントロール、情報公開といったことについて書いてあります。それから、「 水質の面からの検討」として、ここでは、淀川では上流域の下水処理水を下流で上水道水源として利用している、しかも大体5回くらい繰り返し利用しているというような状況なので、そういったことに関する配慮や、有害物質の水質に関する問題を述べています。

次に、「2)利用」ですが、これまでの利用の仕方が、無秩序で際限のない利用を行ってきたという点から、これを反省し、できるだけ川本来の機能を損なわない範囲にとどめるべきだという考え方をここで述べており、「水面利用」「高水敷利用」に分けて述べて

います。後者については、「川でしかできないことをする空間」という位置付けで高水敷を 使うべきではなかろうかということです。

18ページには、「水利用(利水)の考え方」、或いは「空間利用の考え方」を絵にしてまとめたものを載せています。

19 ページでは「4 - 1 計画策定、推進のあり方」として、 (1)から (5)まで、これはまだ十分な議論をしていないということで、委員会に準じてタイトルだけ載せています。

「4-2 計画推進にあたって」では、河川レンジャーの制度の創設や流域センターの概要について詳しく載せています。

21 ページには、河川レンジャーについて、どういう役割と機能を持たせるかといったことが書いてあります。防災・救援・救難、川の環境保全に関する役割、日常的河川管理について、例えば巡視したり、ごみ清掃する役割、或いは川を学ぶときの活動を推進する役割、河川行政と地域・住民・NPO との間のコーディネートの役割、川づくり・まちづくり参画・支援、川の人材を育成といったことについても河川レンジャーにやって頂いたらどうかと提案しています。河川レンジャーの養成と処遇についてですが、この辺が非常に問題になるところですが、権限を付与する問題、報酬の問題、保険制度の問題とか、検討すべき事項を述べています。

23ページでは、流域センター制度の創設について述べています。流域センターを置いて河川レンジャーの活動の拠点とすると同時に、例えば、水害に弱い地域に優先的に設置して、いろいろ防災資材の倉庫として活用する、河川フィールドのミュージアムといったものをつくったらどうかというような提案をここに載せています。あと、問題点としては、資金とか運営をどうするかということがありますが、そういったことも書いてあります。あとは、情報共有とパートナーシップ、河川に関する意識改革、実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理、或いは流域施策の推進について簡単にキーワード的に載せています。以上です。

#### 芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。

何かご質問がございましたらお願いします。先ほど寺田委員からダムの問題については、 一般的な形で触れるべきではないかということでしたが、これについてはこれから検討さ れるのでしょうか。

寺田委員(委員会・淀川部会)

はい、その予定です。

## 江頭委員(委員会・琵琶湖部会)

琵琶湖部会の江頭です。資料 1 - 3 の 11 ページ、12 ページの辺りに治水・防災の考え方が書いてありますが、はっきりさせて頂きたいのは、例えば 12 ページの表で、まず当面行うべき対策として「現状の堤防の強化」「スーパー堤防化」というようなことが書いてあり

ます。現在のスーパー堤防というのは、超過洪水への対策です。堤防も何らかの計画のもとにつくられています。それで、11ページの「治水の基本的な考え方」という表を見ると、A「目標規模に対して無害とする」、B「規模を前提とせず壊滅的な被害を防ぐ」とありますが、この「規模を前提とせず」ということについて、部会ではどう捉えられているのか、少し聞かせて頂ければと思います。

## 桝屋委員(委員会・淀川部会)

「規模を前提とせず」というのは、どんな雨が降るかわからない、例えば A「目標規模に対して無害とする」というのは、ある程度、目標とする流量を決めて、それに対して堤防を整備して、害が起こらないようにするということですが、そういうことではなくて、ある程度の大規模なことが起こって破堤が起こっても、壊滅的な被害を避けよう、といった程度の意味です。

どの程度までと言われると困りますが、恐らく今の状況だと、雨の状況によっては破堤が起こるということですから、壊滅的な被害だけは避けようという考え方に転換しようということです。

#### 江頭委員(委員会・琵琶湖部会)

何か物を強化するといった場合には、やはり何らかの想定外力みたいなものが必要になってきます。そういう考え方から全く脱却するという意味にとってよろしいんでしょうか。 具体的に河川管理者が何かをしようとする時にはやはり何か目標なり想定が要ります。例 えば、計画規模に対してはどんなことが起こっても破堤は回避する、そういう川づくりを すれば非常に簡単でいいのになと思いながら資料を見ているのですが、そういう考え方で は全くないということなんでしょうか。

#### 芦田委員長(委員会)

これは、河川管理者からの問いかけですから、河川管理者の方が提案されているのですが、ここに書いてあることは、従来から言っているように、堤防を越流するような洪水規模に対しても、出水に対しても破堤しないようにしようという目標です。それができるかどうかというのは難しい問題で、これは技術的な課題ですが、絶対に破堤しない堤防をつくるということは不可能かもわかりません。

従いまして、従来のような計画流量を設定して、そこまでは守るけれども、その先はやむを得ないという考え方はなく、その先もできるだけ被害を少なくしようという転換を図るうとしているわけです。それは非常にいい方向ではないかと思っていますが、宮本さん、どうでしょうか。

#### 河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

ここにAとBというように出したのは、まず例えば、A「目標規模に対して無害とする」ということは、今、淀川の場合でしたら 200 年に1度の降雨が計画ということになってい

ます。例えば、200年に1回の降雨に対する川ができたとしても、それでも今度、例えば250年に1回、300年に1回の降雨が来たら、堤防を水は乗り越え、堤防は壊れてしまうということが当然起こり得るわけです。200年に1回という器をまずつくって、それからまたそれ以上のものに対しては、それから堤防を強化すればいいではないかというのが従来の考え方でした。

ところが、今、どこかのある地区の堤防については、50年に1回くらいの雨でもつぶれてしまう、水があふれてしまうという場合があります。その時に、200年に1回の対策をまず先にして、それから堤防を強化するのか、先に堤防を強化して、できるだけ水が乗り越えても破堤しない、堤防が切れないようにしておけば、まずは破堤しないという安心感ができますから、その上であふれる頻度を下げていくのか、いったいどちらがいいのかということです。

ここで、B「規模を前提とせず壊滅的な被害を防ぐ」と書いているのは、例えば現在 50 年に 1 回くらいの雨で水があふれる堤防があるとします。その堤防を仮にスーパー堤防にする。その時には、 100 年だろうが 200 年だろうが、その堤防から水はあふれますが、その堤防は壊れません。

そういう意味で、B というのは、規模を前提とせずに、いつどんなところでどんな雨が降るかわからないけれども、破堤するという壊滅的な被害はまず優先的に回避しようということです。

#### 芦田委員長(委員会)

それは難しい技術かも知れませんが、ある程度、可能だと思います。意見発表をして頂いた金屋敷さんの話では「それは幻想だ」ということでしたが、やり方によっては、越流しても破堤しないようなことは技術的に可能だと思います。もちろん、スーパー堤防にすれば破堤しません。しかし、スーパー堤防ではなくても、他の方法で、例えばアーマーリング等で強化できますから、破堤の危険度を減少させることは可能だと思います。しかし、絶対的なものではないということです。破堤しない堤防ができたということで安心してしまってはいけないと思います。

#### 寺田委員(委員会・淀川部会)

今の部分ですが、これは従来から河川管理者がむしろみずから転換すべき方向としておっしゃっていたことだと思います。

大事なことは、これまで例えば 200 年に1回という降雨量を1つの計画降雨量として、 洪水を封じ込めようとしてきましたが、それがあたかも社会的には全く洪水の心配がない というように受けとめられるところがありました。これは危険だということで、そういう 転換の思想が出てきているのだと私は思います。何年に一度という基準を持ってくるなら ば、際限がないわけです。今、河川管理者も言われたように、何年に1回だから絶対安全 というようなことはあり得ないわけです。ですから、そういうような考え方はもうやめて、 例えば、破堤と越水ということで言えば、発生する被害のレベルには大きな差があるわけ ですから、計画基準として何年に1回の降雨量というものは持ってこないで、少なくとも 堤防が破堤しないことを基本に置いて、仮に越水があっても破堤しないような堤防づくり をする。その上で、越水があるということを住民の皆さまにも周知徹底をして、いろいろ な対応をやっていこうというように変えていこうということだと私は思います。

これは、やはり従来の受けとめ方からすれば、大きな転換に間違いないと思います。そ ういったことをここに書こうとしていると思います。

#### 芦田委員長(委員会)

それはそうなんですが、越水しても破堤しないというのが簡単にできると思われると、 大変な誤解なのです。これは相当な技術と努力が必要なのだと言う必要があると思います。 越水しても破堤しない堤防が簡単にできると言ってしまうのは非常に危険であると思いま す。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

その技術があるかどうかということですが、例えば現在の堤防というのは、高いところは 10m になるような堤防もあります。言ってみれば、アースダムです。アースダムをつくるほどのお金と努力をすれば、越水しても破堤しないと思います。ただ、そんなことは現実問題として、全河川でできるはずがありませんから、破堤しないというより、破堤しにくい堤防という程度だと思います。

## 芦田委員長(委員会)

場所によっては破堤しないということですね。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

そうですね。全国の河川の全部の地域にわたって破堤しないようにできるというは考えられませんので、そういう意味では、表現としては不適切かも知れませんが、精神としてはやはり破堤しないという方向を目指したいということで、是非ご賛同をお願いしたいところです。

ただ、現実問題としてどうするかということなんですが、現在の堤防の評価にも、安全だと言う人がいれば、危険だと言う人もいる。私自身は、これまで災害を扱ってきた立場から言えば、砂上の楼閣と言いますか、堤防は砂でできていますから、たとえ水があふれなくても、破堤する可能性はあるという考えですから、そういう状態からは脱却しなければならないと思います。

これまでのやり方は、見た目に一見頑丈な堤防があって、草が生えていて中身が見えないので、随分と立派な堤防ができたという安心感があり、その反省から、先ほど河川管理者が述べられた考え方というのは非常に重要ではないかと思っています。

## 芦田委員長(委員会)

非常に重要な転換ですが、河川技術者としては相当な覚悟が必要な転換をやっているわけです。簡単に考えてしまってはいけないと思います。

## 塚本委員(委員会・淀川部会)

もともとこの流域委員会というのは、環境、治水という非常に相矛盾するようなところを検討しているわけです。ですから、逆に言えば、ダムはどうするのかという問題点をしっかりと認識していきながら、先ほど言われたように、非常に難しい環境に対しても、現状をどれくらいしっかりと見ていくかということだと思います。例えば、連続性というのがどれだけ大事なのか、それをダムで不連続にしたときに、本当にどんな影響があって、長い時間で見れば、どれだけ人間の生活に対してダメージを与えているのかということも、今のお話と同じ内容だと思います。

今は治水の面から話されましたが、治水というのは、環境である生活の破壊をどう免れるのかということでもあるわけです。これは、流域委員会で検討している一番重要な問題でしょう。恐らく河川管理者だけでは、ダメージを防ぐことは非常に難しいと思います。そうなれば、住民自身が、今まで本当に無意識で忘れてしまっていた安全性そして安心も含めて、もう一度、住民自身が今の状況をしっかり知っていくことが大切です。もう一度、堤内の町や暮らしとの連続性を持った川を回復していかなければならないということを含めて、治水をどうするのかという問題があるのです。だからこそ環境を考えているわけです。そこをもう一度認識し直して頂きたいと思います。

#### 山村委員(専門委員)

私は法律家で、行政法を専門としていますから、河川管理者が述べられた基本的方向の考え方というのは、例えば破堤して水害が発生したときの国家賠償と関係があるのではないかと思います。もし仮に A「目標規模に対して無害とする」と設定すれば、公共物として国家が安全性を確保するという目標を設定したのだから、それに反するような事態が起きたときには当然責任があるということになります。

聞くところによると、アメリカの河川管理においては、堤防を頑丈にして守るという政策はとっておらず、むしろ洪水の危険性がある場合には事前に、この程度の洪水があるときにはこの程度まで浸水する、浸水量はこのくらいであるというように徹底的に情報公開して、それを納得した上で土地利用せよ、それにも関わらず家を建てた者は、それは自分が招いた危険だという政策をとっているように聞いています。つまり、莫大な金をかけて頑丈な堤防をつくるのか、或いは情報を徹底的に普及して、事前にどの程度の降雨量があればどこまで浸水するんだと周知しておいて、その時には避難してもらうシステムにしておくのか、ということだと思います。

例えば浸水が起きて人命被害が起きた時に訴訟で問題になるのは、近接住民が避難可能性があったかどうかという点が絶えず問題になるのです。ですから、平時には堤防があって安心していたが、豪雨によって破堤してしまい、退避する時間がなかったということな

ら、国家の責任が認められてきます。しかし、あらかじめ情報が徹底されていて、避難の場所も設定されていたならば、責任は緩和されるということもあるので、これはむしろ災害におけるリスクマネジメントの問題だと思いますが、これをどのように考えるかによって、理念というものも違ってくるのではないかと思います。

先ほどは物理的な河川工学の観点からのお話でしたが、リスクマネジメントの観点から、 どの理念がいいのかを考えられるのもいいのではないかと思います。

## 芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。それはある程度は考えているところです。 それでは、猪名川部会、お願いします。

## 米山委員(委員会・猪名川部会)

猪名川部会ですが、参考資料 1 - 4 が第 9 回委員会で出ていました猪名川部会の中間とりまとめ(案)ですが、これは要旨の部分は完全に白紙の状態でしたので、私の独断と偏見ですが、書き加えさせて頂きました。それが資料 2 - 4 に添付されています。さらに、これに池淵委員をはじめ、委員の皆さまの意見を出して頂き、修正して頂きました。これが現在の猪名川部会中間とりまとめ(案)ということになっています。

私の独断と偏見で書いた部分については委員の皆さまのご了解を得るしかないという状態で、本日の部会検討会で最終的にお許しを頂きたいと思っています。

先ほど議論になっていました、山村専門委員がご指摘になったリスクマネージメントの問題が、猪名川部会では非常に大きな問題になっています。というのは、銀橋という狭窄部の上流でしばしば浸水が発生しているという状況なのです。ならば銀橋を開削すればよいということになりますが、そうすれば、下流で洪水の被害が発生してしまう可能性があります。この上下流問題が現在の猪名川の一番大きな問題点ではないかと考えています。中間とりまとめ(案)では、「受忍」という言葉を使っています。この「受忍」という言葉を辞書で引いてみたりしながら、7ページの文章は成り立っています。

細かく説明する時間がありませんから、要旨を簡単に紹介します。猪名川流域というのは典型的な都市河川です。上流に一庫ダムがあり、その上に大きな住宅団地ができ、都市化、人口集積が進んだ人口密集地帯です。しかし一方で、この流域というのは憩いと安らぎを与える自然環境を提供する貴重な場になっています。また、河川敷の運動公園等が流域住民に活用され、流域にとって極めて重要な役割を果たしています。特に下流の尼崎市の場合は、都市緑化に大きく貢献しています。

猪名川は北から南に流れており、それとクロスする形で新幹線、東海道線、阪急電鉄、阪神電鉄等の交通機関の橋がかかり、さらに国道2号線以下、たくさんの国道、高速道路が横切っています。大阪国際空港も猪名川に隣接しており、まさに猪名川は交通の要衝であると言うことができます。

また、天平時代の行基の開拓した伊丹台地、いわゆる昆陽池や鴻池という灌漑施設はよく知られていますし、渡来系住民の船大工集団、猪名部氏というのがあり、織物、酒造、

鍛冶等に渡来人の伝統が残されています。また、池田の酒、伊丹の酒もあって、これが灘の酒造のルーツになっています。舟運を利用して江戸時代には非常に豊かな文化が開花しましたし、これが猪名川流域そのものと言っていいと思います。

猪名川流域では、住民の生命、財産を守るための治水がまず重要ですが、幸いなことに 近年は年々訪れる台風の被害も大規模な壊滅的出水災害には至らずに推移してきています。 しかし、昭和28年、35年、42年、43年、それから58年、平成元年等にそれぞれ被害が 出ていますし、猪名川は中流域に、銀橋狭窄部と呼ばれる地点があり、そこではたびたび 浸水被害が見られます。また、下流部では台風等の雨量と高潮によって広い範囲の浸水被 害が予想されています。この洪水の危険性を広く住民が認識して、自然の制御不能の側面 を知り、被害を最小にする対応策を講じておく必要があります。

次に、住民の飲み水、生業、暮らしを支える利水についてですが、これは渇水の予防策が必要です。実は流域の上流の一部分を除いたほとんどの地域で淀川から取水しています。神戸市もそうですが、住民には自分たちの川の水を飲んでいるという意識があまりないということも問題だと思います。

さらに人類社会の存続に不可欠な環境保全の必要性を、地域住民が十分に認識して猪名川の環境保全に協力することが必要です。長い歴史の中での猪名川の特性というのは、いわば人の手の入った中自然であり、里川的な性格が強いということです。現在の流域は、本来の氾濫原に住宅が密集して、かつての水田が減少しています。この歴史的、文化的な特性を前提にして特産品を活用し、地域社会が河川を有効に活用することを考える必要があると思います。

また、猪名川流域は、流域の行政体が府県市町に分断されています。流域全体の総合的な計画的運用が可能な組織体、流域センターという言葉も出ています。流域住民に猪名川の存在価値を周知させて、より川の自然に親しみ、また川の脅威も認識してもらうためというのが、その要旨です。

猪名川の課題、問題点ということで言えば、治水、利水、利用、環境、社会という、ある意味でここで議論してまいりました大きな分類に沿った形で水系全体の課題と、それから猪名川独自の問題点、課題を資料 1 - 4 の 3 ページに並べています。特に、治水面での狭窄部における上下流問題があります。これについていろいろな対策を考えなければいけないということです。

それから、利水については、大半の住民は渇水被害の経験が少ない。阪神・淡路大震災の経験が部分的にありますが、一般的には、市民の危機意識は希薄です。中下流域では淀川の水を用いていて、猪名川の水に依存していない流域住民がかなりたくさんいるということもあります。

それから、利用面での特色としては、都市河川である猪名川の高水敷は運動公園としての利用要望が強く、地域によっては多くのグラウンドが整備されています。それから、釣りや散策等、都市部に残された貴重な自然体験の空間であることは言うまでもありません。

環境面で言うと、猪名川河川敷の植物はほとんどが帰化植物になっていると言われています。猪名川の水質は昭和 50 年ごろから急速に改善されましたが、他の河川と比較して

BOD 等の水質指標は決してよいとは言えない状態です。右岸、左岸で府県が異なるために 行政間の連携が弱いという社会面での問題点もあります。それから、新旧住民が混在して いて、連携が非常に弱いということも1つの問題点と言うことができると思います。

理念、目標についてですが、ここも他の部会と似ていて、川とのつき合い方の転換ということが非常に大事であるというのが基本認識です。治水、利水、環境、これは何のためにやるかというと、結局、人間の生活を守り、生存基盤を守るというためにするんだという認識を持とうということです。それから、我々の住んでいる場所はもともとは川だったところが住宅地になっているということで、洪水、高潮、渇水、地震等の自然現象を完全に予知し、制御することは不可能であるということを出発点にして方策を講じるべきです。科学技術によって自然を完全に制御できるという近代の安全神話とは決別すべきで、川は生命を育む場であるということを再認識する必要があります。

従来は洪水をできるだけ早く、大量に海に流すことに主眼が置かれ、そのために流路の直線化等の河川構造がとられてきました。しかし、猪名川周辺の急激な都市化開発の進展は、残された都市の空間としての河川への要請を強め、河川空間の公園、運動場等の都市施設の用地としての活用が進められてきました。しかし、川は本来生命を育む自然環境です。川が動植物の育つ自然の場であるということが忘れられてきたために、生物多様性が低下し、水質が悪化し、都市アメニティーを低下させ、子供が水に接する機会を減らし、水泳や魚釣り等、水にまつわる文化が途絶えました。改めて、川が自然体験の場、生命や感性を育む舞台、貴重な中自然であるという認識に立ち、再創造すべきあり、それは地球環境問題とも直結する認識であるということです。

次に、プライオリティーの問題です。優先順位を考えるべきであるということです。逼 迫する財政状況や、今後の高齢化の進展や、人口減少等を考慮すると、投資余力の減少が 予想され、これまで以上に経済効率等を考慮し、目標とする将来像に沿って、治水、利水、環境のどれを優先すべきかを専門家のみならず、流域住民とともに検討する必要があると いうことです。

それに関連して、自然との共生について述べています。細かいことは飛ばしてしまいますが、それぞれの地域が自然を認識していく、それも大自然ではなく、人の手が加わった中自然の中に生きているということの認識が大事だということです。

しかし、同時に自然というのは非常に恐ろしい、破壊的な側面も備えているということも忘れてはいけないので、それを前提にして、どんなに完全を期して堤防を築いても治水対策には限界があり、不可抗力の水害が起こり得る場合も想定していかなければならない、洪水等による人命の被害、財産の被害を最小限度に抑える努力をしながら、それでも万一水害が発生した時には、その影響をしのぎ、受け流す努力をしなければならないだろう、自然の破壊力のダメージを最小化する努力を続けながら、同時に自然環境の保全を図るという、自然との上手なつき合い方を模索しなければならないということも書いています。

ここで「受忍」という言葉が出てくるのですが、自然を制御できない以上、洪水等による人命や、家屋の流出等、甚大な被害を避け、軽度の被害は社会全体で受忍する方向で、 ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識 の変革等を同時に再構成していく必要があります。ここで言う「受忍」とは、様々な工夫により自然からの影響をしなやかに受けとめることであり、一方的に耐え忍ぶということではありません。辞書を引きましたら、受忍とは「意に添わないことでも、耐え忍んで我慢すること」を意味し、受忍限度という、これは法律用語なんですが、「被害の限度が、社会通念上我慢できるとされる限度。この限度内では損害賠償や差し止めの請求が成立しないとされるため、公害に関する訴訟等において問題となる」ということです。できるだけ自然から身を守るだけでなくて、逆に自然へのダメージも最小化する必要があるのではないかということを最後に書いています。

目標と将来像についてですが、川が本来持っている生物・風土・文化を育む力をもう一度リバイタライズすることが大事ではないかということです。人口3000万人の時代には、河川の生産力に支えられた河川の漁業等があったわけですが、それが今ではどんどん減殺されていき、川が死んでしまっているという側面があるわけです。ですから、川の生産力の回復や、漁業の対象である動植物だけでなくて、生物の多様性、自然体験、アメニティーといった精神的文化の生産力を含むものも再構築、再創造するという明確な目標を持つべきであるということです。

10ページでは、短期目標、中期目標、ゴールという3段階を考えました。ゴールは100年から200年後という少し遠い未来を考えています。これは将来の人口減少も視野に入れて考えるということです。

取り敢えずの 30 年間の河川整備計画には、11 ページの図を見て頂いたらおわかり頂けると思いますが、本来は河川領域であるところに人間が住みついたわけですから、その覚悟と自覚が必要ではないかということです。生物の多様性の維持、それから、川と人とのつながりの回復についても考え、水需要に対するライフスタイルを変更していくということを短期目標と考えています。

それから、中期目標の 50 年としては、最終目標を実現するために人々が川と関わるライフスタイルや価値観を変更していくということ。

最終目標としては、十分な河道幅を持ち、連続性のある多様な生物を育む親しみのある、歴史、文化の継承のできる川を次の世代に伝える。あすの暮らし、生活を守る豊かな猪名川というのが最後の目標だと考えました。

次に、整備の方向性ですが、これまでのように縦割りではない、セクショナリズムの悪弊を破ったような形で総合的に、そしてその一方で住民に周知し、意識の向上をし、生活様式の転換、水を節約するということを書いています。さらにその法制度も含めた対応が必要です。河川行政はこれまで河川自体の諸懸案に対応してきましたが、今後は流域住民、その社会・文化等も含めた対応も必要です。

総合的対応を可能にする技術の開発、例えば、洪水を防ぐだけでなく、広い意味での河川の生産力をふやすような技術を考え、30年、50年、100年後を見通した段階的対応が必要だと思います。当事者である河川管理者だけではなく、農林業、漁業、都市産業に従事する人たちに関係する省庁・部局を含めた対応が大切ですし、環境の評価指標の作成も必要です。それから過去の事業、例えば多自然型工法というものがありますが、そういう

ものが本当に成功しているかどうか新たな評価システムを構築することが望ましいと言えます。

「災害への対応と防災意識の向上」ということで、これは先ほど申しました狭窄部の問題がありますので、その辺りのことと、それから水防組織を考えるということも大事じゃないかというようなことです。それから、具体的な対応方向が幾つか拾い上げています。 それから、留意事項もつけ加えてあります。

13 ページの「3-3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用」ということについては、河川敷はだんだん自然に帰していく、30年で無理なら50年、100年後を目標にして、河川敷公園等を堤外へ移していくべきではないかと考えています。

それから、15ページの「3-4水利用のあり方の転換と生活様式の改変」。これも、先ほども申し上げましたが、猪名川流域の猪名川への水道水依存度は30%未満ということになっています。ですから、今のところひどい渇水はなかったわけですが、しかし、リスクマネージメントということも考えておく必要があります。そういった意味からも、危機意識を醸成する必要があるのではないかということです。また、これらの推進の枠組みを線から面へ、或いはかなり広い地域へと枠を広げていくことも大事です。それから、縦割りではない横の連携、既存システムの変更、更新に伴う利害調整を工夫すること、住民の多様な形での参画ということを考えるということです。

最後に、川の管理を行う主体の検討、川のことを住民に伝えられるインタープリターの 育成、その拠点となる流域センターの設置検討について書いています。以上です。

芦田委員長(委員会) どうもありがとうございました。 何かご質問はございますでしょうか。 この辺りで 10 分間、休憩したいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎) それでは只今より10分休憩させて頂きます。

〔休憩 15:25~15:40〕

#### 芦田委員長(委員会)

それでは、再開したいと思います。

各部会報告をお聞きして、委員の皆さまには非常に熱心に議論して頂いていると改めて 感謝しています。これから自由にご討論をお願いしたいと思います。

私がお聞きした範囲で言えば、それぞれ表現は違いますが、ほとんど共通の認識が持てているのではないかと思いました。琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会、それぞれに特徴がありますし、それぞれ自由にして頂いても構わないのではないかという気はしていますが、部会の中間とりまとめで詳しく書いて頂いていることを、委員会の中間とりまとめに

書くべきだというご注文もあるかもわかりませんから、その辺りを含めてご意見をお伺い していきたいと思います。

#### 塚本委員(委員会・淀川部会)

3 部会からいろいろお話を伺って、先ほどロビーでもお話ししてたんですが、河川管理という責任について少し話したいと思います。行政も、川と同じように連続性を考えるなら、国から地方へ、それぞれの省の他分野へとどう連続性を持って関わっていけるのかということです。多分、今までの不合理性によるダメージを少しでも解決そして解消して、何とか長く暮らせるような状況にしていこうと思えば、時間ももちろんかかりますが、行政の連続性の問題が重要ではないかと思います。

もう1つは、流域センターの話が出ていました。私も以前NGO、NPOのお話もさせてもらいました。しかし、これもまだまだなんです。要するに問題のある地域の状況と行政をつなぐということでは情報公開よりもっと必要な、もうワンステップ進むような状況をつくっていかないと、この場合もNGOや住民というのは責任がかかってくるわけです。しかし、今、名の知れたNGO、NPOもまだまだ不充分でで、むしろ流域センターをNPOの人たちに提案してやってもらうという状況ではありません。ですから、住民の状況やNGOやNPOの状況を、委員の皆さまと話し合いをしながら認識していくこともとても大事じゃないかと思います。先ほどのお話のことでもそうですが、行政、専門家、住民或いはNGOが、自分たちの責任をどれだけ感じながらやっていけるかということが大きなテーマになってくるだろうと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

流域マネジメント、管理の問題、或いは行政と住民の役割分担は重要な問題であるのですが、先ほど浸水のお話の時にも出ていましたが、これについては、全ての洪水に対して壊滅的被害を避けるような方向にするというだけでは済まないのではないかと思います。それはもちろん方向としてはいいのですが、ある程度の規模になると浸水してしまいます。どの程度の規模まで浸水しないようにするという目標を決めなければ、管理できないのではないかと思います。

#### 今本委員(委員会・淀川部会)

例えば現在起こっている被害を少なくする努力は、当然続けるべきだと思います。そして、それ以外に、こういう被害もありますと周知して、町づくりをしてもらいたいというのが一つの提案ではないかと思います。

## 芦田委員長(委員会)

そうですね。1 つは、壊滅的な被害を防ぐような方法をとっていくのが目標。もう 1 つは、浸水被害については地域住民との関わりのもとで目標を決め、情報を公開したり、地域住民の了解を得たりしながらやらなければならないと思います。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

住民の合意以前に、こういうことは起こり得るという可能性を PR しておいた方がいいのではないかということです。ただ、そのことによって行政の責任が回避されるわけではなく、従来どおり、安全を高めていくという努力は当然しなければならないと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

それから、流域センターについては、詳しくは淀川部会の中間とりまとめで書いて頂いているのですが、これは1つの提案ということであって、今検討すべき課題は他にたくさんあると思います。ですから、これからどういうものがいいかを検討する必要があるというのが塚本委員のご意見だと思います。

## 塚本委員(委員会・淀川部会)

文部科学省からも自然体験学習といった提案が出てきているのですが、現場でそれがあまりにもマニュアル的なものになってしまうと、治水と環境をどうしてゆくのかという本質が抜けていく可能性があるのです。ですから、まだまだ試行錯誤ですが、先ほどの流域センターの考え方は継続して考えていく必要があると思います。

もう1つ、これまでは河川管理者が責任者だということでしたが、本質を言えば、サイエンスそのものの本質の中に実状、実態に合わない非常に不自由さがあると思います。そのことが不合理を生み出すものの大きな要因でもあります。

それと、もう1つは、今の市場経済の自由という不合理さもあるわけです。この辺まで本質的な現実をしっかりと見ていかなければ、ある限界でとどまってしまうということがあり得ると思います。そこまで考えなければ、本当に30年後、100年後の新しい再生は起きないのではないかと思っています。

#### 芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。

#### 田中委員(淀川部会)

河川法が改正されましたが、従来の河川法、或いは新しい河川法は、一般市民にはなかなかわかりにくいし、難しい。一々河川法をひもといて、河川はどうだと考える人はあまりいないと思います。例えば砂防法もそうですが、河川を整備していく行政側の法規範と相対して、一般住民や市民たちが川にどういうぐあいに関わっていくかという視点の中で、開かれた川づくり、市民参加・住民参加の川づくりということになれば、私はもう少し平易なものをつくって、意識なり認識を広めていく必要があると思います。というのも、直轄河川に一番影響を与えるのは、やはりそこに流入する中小河川、特に上流域の河川が全て幹川に影響するわけですから。子どもたちから老人に至るまで川にどう携わっていけばいいのかを示した優しい条例をつくって、川づくりに参加できる状況をつくっていった方

が、単に市民参加、住民参加という簡単な言葉だけではなく、具体的に進めていった方が いいのではないかと思います。

これは何回か申し上げてきたことですが、上流域の開発、例えば都市の拡大、自然の喪失・改変など非常に大きな問題がありますから、50年後、100年後の河川管理というのはもっと困難になると思います。年々上流域の流域沿いの環境が変化していっていますから、住民・市民に我々もこういう形で川を守って育てていくんだという意識を持って頂くためにも、やさしい、分かりやすい条例が必要ではないかと思っています。地方都市にいくつか条例が制定されています。

## 小竹委員(淀川部会)

ちょっと問題が外れるかも知れませんが、皆さまにご披露したいと思います。

今度のサッカーワールドカップは長居陸上競技場で準決勝をするわけですが、その時に もその近隣の病院で何人のドクターが待機する、グラウンドの中へ4カ所に診療所を置い てというように医師会ではきっちり決めています。

私が心配しているのは、サッカー場で何もなければいいのですが、事が起こった時に病院へ患者さんが入れられると、皆さま方のご親戚や一般社会で倒れられたりした人をどう収容するか、収容を拒否されるおそれがあります。私から申しますと、そういった病人さんは、早くから大阪の違うところへその日だけは疎開してもらうくらいの予備行動が要るわけです。

私も JR の鉄道嘱託医をしているのですが、内外の要人が来られる場合、京大、阪大の内科・外科系の先生がその 2、3 日前から自宅待機します。そういうシステムが、医療ではできているるわけです。

淀川部会から防災センターやレンジャーのような組織をできる範囲で立ち上げて、こつこつと作り上げていかなければならないわけですが、当然大きな川を挟みますから左岸と右岸ではいざといった時に対応できないので、本来は大阪市等では各区から専任部隊或いは予備軍、いわゆる一般の隣組が動けるような共通の組織をどこまでつくるかは委員の皆さまにいるいろご審議頂いてどう立ち上げていくかです。そして次の世代に対しても教育しながら立ち上げていく方法を気長に考えていかなければならないのではないかと思います。

## 村上委員(琵琶湖部会)

きょう、それぞれの部会から中間とりまとめ案が出て、先ほど芦田委員長が基本的認識 は同じであろうとおっしゃいましたし、私もその通りだと思っています。ただ、やはり何 か言い足りないと思えるところがあります。

多分、これは多くの委員の方が共有されている思いではないかと思いますが、それは土地利用の問題です。これに関しては河川管理者の範疇から超える部分があるので、提案を打ち出せなかったということがあると思います。中間とりまとめに何か書き込むのは非常に難しいことですから、今後、河川整備計画をつくる中でも書きにくいとは思います。例

えば他省庁との関係も同じことですが、やはりこの流域委員会の中で十分には扱い切れないのではないかという印象を持っています。但し、これは当然のことであって、だからこそ、どう調整していくのかについて、今の段階から各委員がそれぞれの場で考えなければならないと思っています。

それから、治水の考え方についてです。先ほど山村委員からリスクマネジメントの問題ではないかというご発言がありましたが、リスクマネジメントをやっていく上では、情報公開や合意形成、リスクコミュニケーションが非常に大事になってくるはずです。しかし、これらに関しても議論がうまく詰まっていませんし、実際、日本でうまくやれている事例があまりないということなのではないかと思っています。

もう一つ、日本での事例が少なく、具体案がなかなか進展しないと思っているのは、河川レンジャーや流域センターについてです。これも、具体的にどうするのかという話になった時に、かなり困ってしまう部分があると思います。今回、淀川部会から出されたようなものを私も提案しようかと思っていたのですが、結局理念的なものになってしまい、具体的にお金はどうするのか、システムはどうするのかという話になった段階で非常に困ってしまいました。

そこを突破していく方法の1つは、今あるものをどう使うかということだと思います。例えば人であっても、河川管理者が持っている技術や知識と、住民の方が持っている経験や知識をどう融合していくのか。或いは住民組織、自治会や水防団をどうやって巻き込んでいくのかということはかなり重要ですし、施設においても、新しい箱物をつくらなくても、現在既に河川や琵琶湖のことに関して学べる施設が色々あるわけです。そういうものをどう生かすのかという発想が非常に大事であると思います。

但し、住民参加という部分に関しては、例えば河川整備計画で書いて、国からこうしろと言って本当に住民が動くかというと、そうではない部分があるわけです。そうなると、私たちが住民 1 人 1 人として何をやれるのか、今後議論する中で試行錯誤しなければならないだろうと思っています。決意表明のようになりましたが、以上です。

#### 芦田委員長(委員会)

重要な指摘、どうもありがとうございました。

土地利用については非常に大事な問題で、行政の枠を超えたテーマが非常に多いのですが、もう少し書くべきかも知れません。検討してみたいと思います。

それから、流域センターについて、行政と市民との連携をどうするかもこれからの問題で、試行錯誤が伴うと思います。とにかくこれを提案しておいて、行政にも少し考えて頂いて、河川整備計画原案の中で書いてもらって、今後の検討を経ながら、試行錯誤しながらやっていくということだと思います。それは例えば、琵琶湖流域、淀川流域、木津川流域、ぞれぞれの特性があるような形式であってもいいと思います。とにかく、今の段階では、流域センターが必要であると中間とりまとめに書いておくことが、大事ではないかと思います。

## 村上委員(琵琶湖部会)

私もその通りだと思います。ここで議論すると同時に、具体的なアクションをこの流域 委員会以外の場でやっていかなければならないと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

関東の多摩川等でもいろいろ模索しておられるようですし、そういうことも参考にしながらやっていく必要があると思います。これは次の世代の重要なテーマだと思います。

## 山村委員(専門委員)

中間とりまとめに一番多く出てくる言葉が「流域」という言葉ですが、この「流域」の 使い方を見ると、それぞれ違うものを「流域」という同じ言葉で表現しているために、何 か少しわかりにくいところがあると思います。

といいますのは、生態系から見た「流域」は、生態学の観点からでは、むしろ集水域という言葉で表現されていると思います。例えば、資料 1 - 2「琵琶湖部会中間とりまとめ (案)」の6ページの(2)の下から2行目に書かれている「山から海までの全流域を一貫したものとして認識し」というのは、どちらかというと生態系流域ということで、生態学では集水域と一般に呼ばれているものではないかと思います。特に琵琶湖盆地に関してはいるいろ文献があり、琵琶湖集水域については第1次集水域、第2次集水域、第3次集水域といろいろ分析して、報告が出されています。

それから、資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ(案)」の 7 ページの 3 - 2 の (1)、「 < 問題認識: いままで > 」で出てくる「流域は水の循環により密接につながっているが」というのも生態学的な意味での流域と思われますが、同じく 13 ページに (2)「水域利用」では「水域は流域全体の共有財産として尊重すべきである」となっています。この「流域」は少し意味が違うのではないか、もう少し狭い意味で使われておるのではないかと感じます。

それからもう1つ。これは資料1-3「淀川部会中間とりまとめ(案)」の報告の9ページの3-1の(1)、「流域全体を視野にいれた検討」で書かれている流域も狭いのではないかと思います。例えば、その中に出てきます「流域全体での一貫的土砂管理」ということは、川だけでなく流域を含めたということですから、むしろ、ここでの「流域」は沿岸流域という意味での流域ではないだろうかと思います。

それからもう1つは、資料1-3の23ページですが、「流域センター(仮称)の概要」の「 . 構成」の中では、淀川水系流域センターと木津川流域センターとに分けられています。ここでの「流域」は、もう少しと狭い、各河川ごとの流域という意味で使われているのではないかと思います。

ですから、「流域」にも生態学的な集水域という考え方と、それから、例えば利水面と治水面との関係でもこの「流域」の範囲が違ってくるのではないか、それから、住民参加という場合の「流域」もまた違ってくるんじゃないかと思います。もう少し整理した方がわかりやすくなるのではないかと思っています。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

「流域」という言葉は非常にはっきりしてます。集水面積と流域というのは同義語です。 ですから、淀川の流域と言えば、淀川の河口に集まってくる水は全部流域です。生態学的 な流域といった使い分けはないと思います。

## 川上委員(委員会・淀川部会)

河にいる鳥は飛んでいってしまいますから。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

それは流域とは言わない。それは生活圏です。

## 川上委員(委員会・淀川部会)

そうですね。

## 山村委員(専門委員)

例えば、流域センターというのは琵琶湖盆地、大阪湾に至るまでの全体をカバーするということでしょうか。

## 今本委員(委員会・淀川部会)

淀川の流域センターと言えば、当然淀川の流域ですから、それを対象にしたものです。 木津川には木津川流域があります。各支川には支川ごとの流域がありますから、「流域」と いう言葉がふさわしくないかも知れませんが、中間とりまとめの中の「流域」は非常に明 白だと思います。

#### 池淵委員(委員会・猪名川部会)

「流域」は明確な区域設定はできると思います。あと、生活圏や水共同域という言葉がありますが、自然界で言えば、分水界で囲まれたエリアを「流域」と言っているのではないかと思いますが、どうでしょうか。

## 荻野委員(淀川部会)

流域の定義、水需要マネジメント、水需要管理といったキーワードがたくさん出てきます。それぞれ、文章の前後を読むと雰囲気はわかるのですが、ただその文言だけを取り出してみると、正確な意味は分かりにくいという印象があります。抽象的な文言の中では、意味がとりにくく、これを河川管理者が一体どう読まれるのかと考えると、疑問符が付く文言が多いです。

ただ、あまり具体的に書けない文章ですから、どうしても抽象的な文言になろうかと思います。しかし、その抽象的な文言だとしても、できるだけ具体的なことが連想できるように書いてもらえばいいと思います。

河川管理者に中間とりまとめが渡った時に、河川管理者がどう理解されて、どう生かされていくのか、よくわからないので心配ですが、1 点だけ具体的に言いますと、私は農業関係を専門にしていますので、利水について話したいと思います。

琵琶湖・淀川水系における利水と言えば、農業用水の慣行水利権をどう扱うのかがポイントになるのですが、中間とりまとめにはどこにもその文言が出てきません。淀川部会でも話をしたのですが、利水の中で、淀川最下流の上水、工水を除くと、農業分野が一番大きな需要者です。最近では、農業用水の転用の可能性が高く、そういう状況に対する突っ込んだ議論がなされていないのでないか。

## 芦田委員長(委員会)

私も「流域」という言葉はあまり抵抗感がなく使ってたのですが、もう 1 度見直したい と思います。ただ、おおむねこれでいいのではないかとは思っています。

## 川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

山村委員がおっしゃってくださったことは大事だと思います。生態学の立場から言わせて頂くと、今本委員のご意見に全面的には賛成しません。水資源学の分野ではそうに違いないと思います。但し「流域」という言葉をこの中間とりまとめの中で使うことについては、私は抵抗がありません。

集水域と言う場合、琵琶湖の集水域は、そこから上流域だけを考えるわけですが、実は 琵琶湖・淀川を考える時には、上流域だけではなく、下流域からも考えないといけません。

そういう意味で、ありとあらゆるものについて、淀川流域という全体を考えなければならないということは、生態学では非常にはっきりしていることです。

それから、水系という言い方だけをすれば、生態学的に考える時には、普通は陸の部分はあまり考えません。それは本当は間違いですから、今本委員のおっしゃることが正しいのです。水の流れているところだけを考えるのは従来の考え方でしたが、最近ではそうではなく、川や森等との関係が非常に密接ですから、「流域」という言葉が生態学の分野でも大変よい言葉なのではないかと改めて思い、中間とりまとめではかなり考慮して書きました。ですから、最終的には、「流域」という言葉については、今本委員のご見解と一致しています。

#### 芦田委員長(委員会)

確かに、集水域という言葉にするとかえってまずい面があります。「流域」というのは非常に便利な言葉です。しかし、もう少し違った言葉にした方がいいところがあるかも知れませんから、一度検討してみたいと思います。

## 池淵委員(委員会・猪名川部会)

皆さまのお話を聞かせて頂いて、猪名川部会の中間とりまとめが踏み込み過ぎていると 感じました。我々も考え直そうと思うのですが、これまで「受忍」という言葉を書いてい ますが、他の部会では共通認識は持っているとしても、遠慮されていると感じました。我々も「受忍」というのは非常に重い言葉としてとらえています。我々も「受忍」という言葉を再検討したいと思います。

他の部会の表現との整合性をとった方がいいのか、特色を出してもっと踏み込んでいい のか、その辺りは少し気になるところではあります。

それから、リスクマネジメントについて言えば、その言葉に数値が入るのか否かです。 マネジメントするといっても、どういうリスクを考えたマネジメントなのか。河川整備計 画を立てる時にそういう言葉だけで大丈夫なのかと思っています。

## 芦田委員長(委員会)

「受忍」という言葉は少し考えないといけないのではないかとは思っています。

## 寺田委員(委員会・淀川部会)

池淵委員のお話に関連することなんですが、きょうの合同勉強会で、2 つほどはっきり したと思います。

1 つは、委員会と各部会でいわば 4 つの組織があるわけですが、部会の委員が必ずしも委員会の委員ではないことから出てくる問題が出てきたと思います。つまり、先ほどからいるいろ意見が出ているものも、実は委員会で議論されて見解の一致を見た部分と、課題として残っている部分とで整理されているわけです。例えば、治水について、流域住民が一定の越水を前提に、その被害のリスクを分配しなければなりません。それを「受忍」という言葉で表現するかどうかという問題はありますが、そういった議論はしてきました。本日配布している資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ(案)」は、意見の一致を見た範囲で書いてあります。例えば、7 ページ、それから 9 ページに書いてあります。特に 9 ページの一番下では\*印で、「受忍」ということについてのいろいろな意見が出て、これをどう表現するかが課題として残っていると、はっきり書いてあります。

ところが、各部会では、部会の審議に一生懸命になり、委員会の検討状況が資料としては配られていますが、これを頭に置いて部会で議論をするのは、なかなか難しいわけです。ましてや、他の部会がどういう議論をしているのかを頭に入れて議論できません。芦田委員長は概ね一致しているとおっしゃられましたが、私は各部会で特色が出ていると思いました。

従って、委員会の中間とりまとめの基本的な部分と齟齬しない範囲で、やはり各部会が 修正をしなければならないと私は思います。そういう作業がこれから少し残っていると思 います。

治水に関しては、今申し上げたような部分を各部会でどう表現するか。もちろん委員会でも、ここはきちっと決めてなければならないと思いますが、私も以前に意見を申し上げました。「受忍」というのは、法律論的に受忍限度論がありますとご紹介しましたが、この中間とりまとめの中でどういう意味としてどう使うかかが、委員会の課題として残っているわけです。是非部会の委員の皆さまも、委員会での議論を念頭に置いて頂いて議論をさ

れてはどうかと思います。

それから、水需要管理も同じように、資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ (案)」の 11 ページから 12 ページにかけて、書いてあります。この部分もまだ不十分です。しかし、少なくともこの程度までは委員会で意見として一致を見たものとして出ています。ですから、これも念頭に置いて頂けばと思います。

それからもう1つは、中間とりまとめは、あくまでも河川管理者が河川整備計画原案をつくるために最低限盛り込むべき基本的な事項で、これを受けて、河川管理者が河川整備計画原案づくりをはじめられるわけです。しかし、この中間とりまとめをつくるにあたって、河川管理者からは一切何も聞かずに、委員会が主体的に作ってきました。

従って、ある程度、中間とりまとめができた時点で、河川整備計画案をつくる河川管理者の目から見れば、理解しがたい部分、或いは指摘が漏れている部分が出てくるかも知れません。それは後から芦田委員長がご紹介になると思いますが、機会を設けて河川管理者に意見を出してもらい、足らない部分があれば補充するということもあると聞いています。そういったことも部会の委員の皆さまは念頭に置かれればよいのではないかと思います。

最後に、池淵委員のご意見も非常に大事な部分です。どう表現するか、各部会がどこまで個別案件について書けるのかという問題も確かにありますから、本日、意見をお聞きになった上で、お決めになればよいのではないかと思います。私の個人的な意見を言えば、部会で凹凸があってもよいのではないかと思います。どちらにしても、最終答申では具体的な問題も全部入れて提言することになっているわけですから、中間とりまとめで少々ものを言われてもいいのではないかと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。

その通りで、基本的な考え方が矛盾しなければいいのではないかと私も思っています。 もしも委員会の中間とりまとめがこの内容でよければ、これを参考にしながら各部会で検 討して頂ければよいと思います。

委員会の中間とりまとめに対して、ご指摘がありましたら、まずそのご意見を頂いて、 まずこれを固めた方がいいんじゃないかと思います。

#### 本多委員(猪名川部会)

「受忍」が問題であるということですが、前回の猪名川部会で森下委員から、はたして そんなことが住民に認めて頂けるんだろうかというご意見を頂きました。「受忍」について は考える必要があるという気がしています。

各部会の話を聞いていて思ったのですが、治水、利水、環境の問題にはやはり限界があり、限界を超えた時にはリスクマネジメントが必要だということも、共通認識になったと思います。それから、治水、利水のために環境をつぶしてしまい、人と川の関わりがなくなって、洪水や渇水に対して住民の危機意識が低下してきたというようなことも話されていたと思います。

私は河川管理の中で、市民や事業者にもできることをしてもらうこともあっていいと思っています。それで頑張った上でどうにもならない時には、リスクマネジメントが必要だと思います。ここに、猪名川工事事務所が発行された「猪名川」という冊子があります。これには米山部会長が出ておられるんですが、この冊子に、市民にもできることがあるのではないかということが書いてあります。家庭の治水ということで、例えば雨水をたらいにためる、例えば大雨のときは洗濯機の水は流さない、利水では、お米のとぎ汁を流さずに植木鉢にあげる、お皿を洗う時にちゃんと汚れを取ってから洗う、顔を洗う時には水を出しっぱなしにしないといった色々な取り組みをすることによって、市民も治水や利水や環境に関わることができます。猪名川の周辺に住んでいる人だけではなく、もっともっと多くの川の流れていない地域の人たちも、河川管理の問題に関わることができるのではないかと思います。

環境省は地球環境問題を言っています。例えば、個人個人であってもアイドリングをストップしよう、テレビを見る時間を 30 分減らそう、また経済産業省は、暖房の温度を少し下げよう、冷房の温度を少し上げよう、こういうようなことを通じても、ライフスタイルを変えることで環境を守っていけるということを言っています。

箕面市には、地球環境保全行動計画があり、ここでは、市民の水の利用を 1990 年当時の 1 人あたりの水利用を 20%削減したものを、2010 年度に達成しようという目標を決めて、地球環境問題に取り組んでいますし、池田市では 1 人当たり 15%削減しようと取り組んでいます。

市民1人1人にもできることがあります。治水、利水、環境ということでも、市民にやって頂けることがあります。これがとても大きい役割も果たすのではないか。そういったことを市民にもやって頂いた上で、それでも堤防から越水した、少し水がつかったということであれば、はじめてその時、我慢ということもあるかも知れないですし、貴重な自然をつぶして川を分断してでも、ダムをつくらなければならないということもあるかも知れません。

今の状況は、河川管理者にだけ頑張って頂いて、我々市民は何も知らず、危機意識もないということでは、やはり問題があると思います。「受忍」という以前に、皆さまもきちんと負担をしよう、できることをやろう、マンションに住む人も、大雨の日に風呂の水を流さないだけでも随分違うはずです。一戸建てに住む人は、たらいを置くということだけでも随分違うはずです。市民にも事業者にも、やはり河川管理に参画してもらうという考え方が必要ではないかと思います。以上です。

## 西野委員(琵琶湖部会)

言葉の問題が議論されていて、私も他の部会の中間とりまとめを見て、明らかに造語ではないかと思える言葉もありました。主要なものについては、補記をつけた方がいいのではいかと思いました。

## 中村委員(委員会・琵琶湖部会)

色々な議論を聞かせて頂いて、今後の琵琶湖部会での議論の参考になると思いました。

1 つだけ気になって、琵琶湖部会の作業部会でも十分議論されていないことで、先ほどのディマンドマネジメントにも関わることですが、それは、この流域委員会の議論が琵琶湖総合開発とどういう関係にあるかということです。琵琶湖総合開発は、基本的には水資源計画という面が大きく、水資源をかなりふんだんに使えるように、流域全体の整備をしていくということが基本的な考え方だったのです。その後つくられた琵琶湖の保全整備計画は、環境という側面、特に生態系の側面を、琵琶湖の集水域と琵琶湖の保全の中に入れていくという内容で、水資源計画そのものにはあまり触れていないのです。或いは地域の発展ということにも触れていません。

ところが、この流域委員会の議論は、水資源計画の根幹に関わる部分がかなり議論されています。そうすると、河川整備計画が出てきた段階で、琵琶湖総合開発とこの計画とは一体どういう関係になるのかという問題が出てくるだろうと思います。それで、ディマンドマネジメントが出てきても、実際に担保する法的な根拠がなく、そこに齟齬が出てくる可能性はないのだろうかと思っています。その辺を今後どう考えていくんだろうかと私はずっと疑問だったのです。

## 芦田委員長(委員会)

私もその点を気にしています。琵琶湖洗堰の堰操作をどうするかによって、抵触してくる可能性があります。抵触しなければ、環境保全ができないかも知れません。まずは、堰の操作をこういうふうにすれば、環境に対してこんなことが起こるというような情報を、まず的確に把握する必要があると思います。

その先のことについては確かにおっしゃるとおりで、琵琶湖総合開発計画に抵触することになるかも知れません。しかし、そこに踏み込んでいかなければ、できる範囲はほとんど限られてしまいます。いったいどこまでできるかという疑問はあるのですが、もしも琵琶湖総合開発に抵触する時には、法的な根拠を持ったものですから、そう簡単に修正するわけにいきません。それは、関係者とよく話し合いながら調整を図っていく必要があると思います。しかし、まずこの流域委員会としてはそこを離れて、あるべき姿、治水、利水、環境の保全、3 つを総合的に考えた操作はどういうものかを探す必要があると思います。

#### 中村委員(委員会・琵琶湖部会)

先ほど寺田委員からお話があったように、どこかの段階で議論がされて、それが琵琶湖総合開発計画のどの部分にどういう影響が出てくる可能性があるが、そういうことに対して、主体となる自治体や行政、或いは組織がどういう認識であるのか、やはり確認する必要があるのではないか、そういうような機会があった方よいのではないかと思います。

## 芦田委員長(委員会)

おっしゃるとおりだと思います。非常に重要な課題です。

国土交通省からどう回答して頂くか、注目しているのです。今のところはとにかくすべて流域委員会に任されているので、我々は自由にやっているわけですが、実際にそんなことができるかどうかということになってくると、今度は逆に河川管理者から、「これはどういうことか」といった質問が出てくると思います。そこで議論になると思います。その議論を早い段階でしたかったのですが、なかなかそういきませんので、この流域委員会の中間とりまとめを出した後、河川管理者から中間とりまとめについて質問があると思います。それに対して流域委員会が答えるという形になると思います。それが次の段階だと思います。

とにかくこれだけ大きい流域委員会をつくっていますから、その成果が生かしたいと思っています。行政の方もそう思っておられると思います。しかし、これまでの計画は法律に基づいていますから、それに抵触することが起こってくる場合にはかなりの調整が必要です。国土交通省の方から意見を聞きたいところですが、何かありますか。

## 河川管理者(近畿地方整備局 河川部部長 坪香)

琵琶湖総合開発事業にかかわらず、全てのご議論について、常にはらはらしているような実態でございますので、特にご意見を申し上げるということを控えたいと思っております。今、芦田委員長におっしゃって頂きましたように、河川管理者から質問をさせて頂く中で、どこに問題があるかがわかっていくだろうと思っております。今、ご議論をいろいろ頂いてますが、現段階でどこに問題があるかについて、我々も十分理解できてないところがございますので、中間とりまとめを頂いた段階で検討させて頂き、そこではじめて問題点が明らかになると思っております。以上でございます。

## 川上委員(委員会・淀川部会)

流域センター、河川レンジャー等について、まだ時期尚早ではないかという慎重意見を 承りました。私の考えを申し上げたいと思います。

流域センター、河川レンジャーについては、もちろん今の河川管理の制度の中に、法的にも、実態としても位置付けられてはいません。しかし、河川審議会においても、それから河川審議会の中の「川に学ぶ小委員会」においても、それから他の色々な河川の関係の委員会においても、河川法改正以来、流域センターのテーマが常に語られます。

この流域委員会が、今後 30 年間を視野においた河川整備計画への提言をつくるにあたって、3 カ月先も見えないような現在の世の中で、今後、社会がどうかわってゆくかを予測するのは難しいことです。しかし、河川管理を流域社会に向けて開いていく、或いは住民に、市民社会に開いていくということが、新しい河川法の理念としてある中で、住民や市民団体は、これからいかにこの河川管理に関わっていくべきか、或いは責任を分担していくべきかについて、治水、利水、環境等々の分野において広く考えてみると、やはりこの流域センター、河川レンジャーという従来の河川管理にない、1 歩踏み込んだものを、私は未来に向けて提案をしたいと思っています。

2、3年後に実現できるとかいった具体的なことは当面念頭にはありませんが、しかし近

い未来の河川管理のあり方の中で、住民や市民団体が行政と連携していく、或いはその行政と住民との間に立ってコーディネートしたり、或いはインタープリターとして機能していくことが絶対必要だと考えています。

こういう考え方に基づいて、淀川部会中間とりまとめで提案をしていますが、これはいわばフルサイズのプランで、しかもそのフルサイズのプランを、時速 180km くらいのスピードで直球で河川管理者に投げようとしたものです。投げかけてみて、河川管理者の考えを聞きたいという思いがあるのです。

#### 芦田委員長(委員会)

流域委員会の皆さまもその重要性を認識しています、目玉として提案したいと思っています。

#### 寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

2点ほど、質問したいのですが、資料 1-1「委員会中間とりまとめ (案)」の 6ページです。「(3)安全な水を育む水系」とありますが、そこで「1700万人の飲料水」という表現があります。我々は現在、「1400万人の飲料水」というフレーズを使っているのですが、300万人、数が増えているのはどういう意味か聞きたいということが 1点です。

それからもう1点は、それぞれの文章の中で、「NPO」という表現が使われていますが、 私自身も NPO なのかも知れませんが、自分は NGO だと思ったり、住民団体だと思ったり しているので、この表現も統一しておいた方がいいのではないかと思います。「NPO」と いうと何か格式が高いと言いますか、NPO 法に認可された団体は使ってもいいが、認可さ れていなければ「NPO」と言いづらいというような雰囲気もありますので、全体を通じて 表現を確認しておいた方がいいと思います。

#### 芦田委員長(委員会)

「1700 万」については、私も「1400 万」だと思っているのです。後ほど、検討して直しておきたいと思います。

#### 川上委員(委員会・淀川部会)

私の知識では、琵琶湖・淀川水系全体で、この水系の水を飲料水として飲んでいる人口が 1660 万人というふうに記憶しています。淀川から水をとって飲んでいる人が 1400 万人というふうに聞いています。

#### 芦田委員長(委員会)

その辺りはもう少し検討して、正確を期したいと思います。

それから、「NPO」についても、検討してみたいと思います。

この後に各部会での部会検討会が控えていますから、これ以上遅くなると皆さまに申し 訳ないので、これで合同強会を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。 資料 1 - 1「委員会中間とりまとめ(案)」につきましては、直すべきところはありますが、基本的にはこれでよろしいかどうかをお聞きしたいのです。これで、よろしければ参考にして各部会で検討して頂きたいと思います。

修正すべき箇所として、ご意見を頂いているのが全部で何件ありますか。

## 庶務(三菱総合研究所 新田)

意見の数は数えていないのでわかりませんが、資料 2 - 1 にまとめました委員の皆さまから寄せられた委員会への意見は、25 ページ分に上ります。

## 芦田委員長(委員会)

これについてはそれぞれ対応したいと思っています。保留となっている意見については、調整する必要があると思います。それから、この整理は庶務に任せていましたので、庶務で対応できないことがあるのは当然ですから、次回の運営会議で、結論を出したいと思っています。

それでは、合同勉強会は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 米山委員(委員会・猪名川部会)

済みません。委員会の中間とりまとめ(案)への意見がまだ書けていないのですが、これから出しても大丈夫でしょうか。

## 芦田委員長(委員会)

そうしましたら、運営会議でまた議論するということでよろしいのではないでしょうか。

## 米山委員(委員会・猪名川部会)

わかりました。

#### 芦田委員長(委員会)

それでは、この後の進行について、庶務の方から説明願います。

## 庶務(三菱総合研究所 新田)

資料3をご覧ください。本日はこの後、部会ごとに分かれて頂き、きょうの意見等を踏まえて、部会での対応を検討して頂くことになっています。先ほど芦田委員長のご紹介にありましたが、委員会中間とりまとめ(案)への修正意見については、4月13日に運営会議を開催いたしまして、そこで対応等検討させて頂きたいと考えています。この運営会議の結果を受けて、できましたら1週間以内に最終案をとりまとめ、事前に委員の皆様にご送付させて頂き、4月26日の第10回委員会で、中間とりまとめの最終的な議論をさせて頂きたいと考えています。

なお、ここには書かれていませんが、5月15日に、河川管理者との質疑応答を行う会議

を開く予定となっています。以上でございます。

## 芦田委員長(委員会)

どうも長時間ありがとうございました。

これで合同勉強会を終わりたいと思います。

## 庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会合同勉強会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

この後、各部屋に分かれて部会検討会を開きたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上

## 議事録承認について

第 13 回運営会議 ( 2002/7/16 開催 ) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1.議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
- 2.確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3.延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお 伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。